

# 令和元年台風第19号の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策について

○ 災害救助法が適用された市町村に係る各保険者に対し要請の上、意向を聴取し、希望する保険者については、平成30年7月豪雨類似の以下の対応を実施。

1) 医療機関等(介護サービス事業所等を含む。)の窓口で、住宅全半壊・床上浸水等の被災をしていると申告した医療・介護の被保険者については、一部負担金・利用料の支払いを猶予する

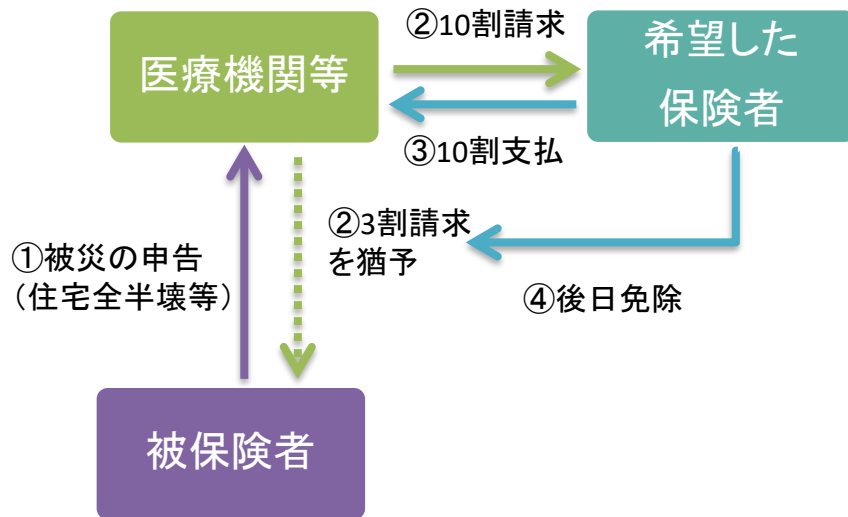
※ 保険者の判断により、猶予された者について、一部負担金・利用料の免除をすることができる

2) その場合、医療機関等から保険者に10割請求をする

3) 保険者は後日免除を行い、10割を医療機関等に支払う

※ 上記対応については、国においても、リーフレット等により避難所、医療機関等に積極的に周知する。

<イメージ>



<留意事項>

① 免除できるのは一部負担金・利用料のみであり、食費等の自己負担分については窓口で徴収

② 免除する対象者は、支援の必要性を考慮し、以下の者とする

- 1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- 2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- 3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
- 4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- 5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

※ 通常の免除基準では収入・資産要件もあるが、今回その要件に限らずできることとする。

※ この措置に基づき免除した自治体の負担分(介護保険は1号保険料相当分)については特別調整交付金による財政支援の対象となる。

③ 行政機能が低下しているところに限らず、災害救助法が適用される全市町村に対して照会(判断が間に合わない市町村については随時追加)

④ 県外の保険医療機関も対象に、当面、令和2年1月診療分・サービス分まで実施する予定